

## 住民に身近な課題を提案募集方式で解決へ

地方分権改革・提案募集方式では、本取組・成果事例集で取り上げた子ども・子育てや医療・福祉分野などの他にも、まちづくり・土地利用や鳥獣保護に関するものなど様々な分野において、住民サービスの向上に資する提案が実現されています。(参考1、参考2)。

また、地方における事務負担の軽減や行政の効率化に資する提案もあります。これらの提案も、効率化により必要な業務にリソースを回すことが可能となることで、最終的には住民サービスの向上に資することになるものと考えております(参考3)。

このように、提案募集方式では様々な行政分野について、事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和を進めています。今後も幅広い分野において、地域が自主性を発揮し、住民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に向け、皆様方と一緒に取り組んでいきたいと考えております。何か制度上の困りごとがあればお気軽に内閣府の方へお寄せいただければ幸いです。



内閣府  
地方分権改革推進室  
次長 加瀬 徳幸

### 【参考1】まちづくり・土地利用に関する提案

提案年	事項	成果
26	都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化	自治体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」に該当し、廃止が可能であることを明確化。地域の自主的なまちづくりにつながる。
28	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進	先買い土地制度に基づき取得した土地について、個々の土地ごとに宅地としての賃貸又は譲渡が可能であることを明確化。また、国に相談窓口を設置し、個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じることにより、地域のニーズに応じた土地の有効活用の促進に資する。

### 【参考2】鳥獣保護(シカ、イノシシ等による被害防止)に関する提案

提案年	事項	成果
28	シカ、イノシシ等の被害の防止に係る既存の制度を組み合わせた対応方法の通知	一定の区域内において、シカ、イノシシ等の第二種特定鳥獣による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応について、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域や休猟区の特例の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に通知することにより、シカ、イノシシ等による農林業被害の防止や生態系への影響の抑止に資する。

### 【参考3】事務負担の軽減及び行政の効率化に関する提案

提案年	事項	成果
26	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	自治体による財政融資資金の借入に係る提出書類の削減等により、自治体の事務負担を軽減。
28 29	都道府県経由事務の廃止	国に対して行う届出等について、都道府県経由事務を廃止することにより、届出者等の利便性向上や自治体の事務負担軽減に資する。